

公益社団法人日本グラウンド・ゴルフ協会 都道府県協会事業補助金交付要項

1. 趣 旨

47都道府県グラウンド・ゴルフ協会が主催する事業の充実を図り、あわせて国民の体力の向上、心身の健全な発達及び地域振興に資するため補助金を交付する。

2. 補助対象事業

都道府県協会が主催する、都道府県大会、3級普及指導員養成講習会、広報事業等。補助金総額を分割して、複数事業に充てることは可とする。

3. 補助金の額

会員数（7月31日を締切りとする）に応じて補助金額を決定する。

会員数（名）	補助金額（円）	会員数（名）	補助金額（円）
～ 499	50,000	5,500～ 5,999	850,000
500～ 999	100,000	6,000～ 6,499	900,000
1,000～ 1,499	200,000	6,500～ 6,999	950,000
1,500～ 1,999	250,000	7,000～ 7,499	1,000,000
2,000～ 2,499	300,000	7,500～ 7,999	1,050,000
2,500～ 2,999	350,000	8,000～ 8,499	1,100,000
3,000～ 3,499	400,000	8,500～ 8,999	1,150,000
3,500～ 3,999	450,000	9,000～ 9,499	1,200,000
4,000～ 4,499	500,000	9,500～ 9,999	1,250,000
4,500～ 4,999	550,000	10,000～14,999	1,500,000
5,000～ 5,499	800,000	15,000～	2,000,000

4. 補助対象経費

事業の実施に直接必要な経費（諸謝金、旅費、借料及び損料、消耗品費、備品費、印刷製本費、通信運搬費、褒賞費、会議費、雑費等）。

5. 申請手続き

<様式1>により申請手続きをする。

6. 報 告

事業終了後、<様式2-1>、<様式2-2>により報告する。